

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年8月2日
【報告者の名称】 F Xプライム株式会社
【報告者の所在地】 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号
【電話番号】 03-5469-7565（代表）
【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営管理本部長 岡部 陸秋
【縦覧に供する場所】 F Xプライム株式会社
（東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

- （注1） 本書中の「当社」とは、F Xプライム株式会社をいいます。
（注2） 本書中の「公開買付者」とは、GMOクリックホールディングス株式会社をいいます。
（注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
（注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
（注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
（注7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注8） 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 GMOクリックホールディングス株式会社
所在地 東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスター

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年8月1日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成24年8月1日開催の公開買付者取締役会において、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）にその株式を上場している当社株式のうち、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の保有する当社株式の全て（所有株式数4,568,500株、所有割合（注）56.40%、以下「伊藤忠商事保有株式」といいます。）を取得し、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

上記のとおり、本公開買付けは、伊藤忠商事保有株式を取得し、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであることから、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、伊藤忠商事保有株式の数と同数である4,568,500株を下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、公開買付者は、当社株式の上場廃止については企図しておりませんが、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）による売却を希望する伊藤忠商事以外の当社の株主の皆様に対して、伊藤忠商事と同様に売却機会を確保する目的から、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,568,500株）以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです（本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる可能性の有無については、下記「（4）上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照下さい。）。

なお、公開買付者は、当社の親会社である伊藤忠商事との間で、平成24年8月1日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、伊藤忠商事保有株式について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです（その概要については、下記「（6）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

（注）株式所有割合は、当社が平成24年6月25日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数（8,300,000株）から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数（200,090株）を控除した株式数（8,099,910株）を分母にして計算しております（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において、同様に計算しております。）。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景等

公開買付者によれば、公開買付者は、完全子会社であるGMOクリック証券株式会社（以下「GMOクリック証券」といいます。）の持株会社として、公開買付者及びその子会社・関連会社にて構成される企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）の事業多角化の推進に加え、コーポレートガバナンスの機能強化を目的として、平成24年1月に設立された会社とのことです。

公開買付者の完全親会社であるGMOインターネット株式会社（以下「GMOインターネット」といいます。）及びその子会社・関連会社にて構成される企業集団（以下「GMOインターネットグループ」といいます。）は、「すべての人にインターネットを」というコーポレートキャッチのもと、WEBインフラ・EC事業、インターネットメディア事業、インターネット証券事業、ソーシャル・スマートフォン関連事業、インキュベーション事業を中心に、インターネット関連事業への展開を図っており、GMOインターネットの株式は平成17年6月より株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しているとのことです。

また、公開買付者グループの中核事業を担うGMOクリック証券は、平成17年10月に設立された金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者であり、一般投資家を対象として、有価証券取引や外国為替証拠金取引（以下「FX」といいます。）等の金融商品取引サービスをオンラインを中心として提供しているとのことです。

GMOクリック証券では、主力である株式取引及び店頭FX「FXネオ」に加え、取引所為替証拠金取引「くりっく365」や株価指数・株式・商品CFD、外為オプション等、お客様のニーズに対応した多様な商品サービスを提供しているとのことです。その中で、「信用取引手数料無料キャンペーン」等の各種キャンペーンの実施や店頭FX「FXネオ」の取引スプレッドの縮小、外為オプション取引専用のスマートフォンアプリをはじめとする各種取引ツールの提供開始、及び取引環境の継続的な改善を行う等、取引コストを含むお客様の利便性の向上に取り組み、お客様基盤の拡大に注力してきたとのことです。

公開買付者グループでは、お客様基盤の一層の充実を図ることが持続的な事業成長のための重要な経営課題の一つであると認識し、特にFX事業における新規のお客様の獲得に当たっては、取引コストを最大の差別化要素として捉え、取引条件面での競争優位性を維持・向上していく方針とし、価格競争力の高い取引条件にてサービスの提供をしているとのことです。しかしながら、現状において、業者間における取引条件の競争が厳しさを増しており、また、今後もこの傾向は続いていくことが予想されるため、新規のお客様の獲得に当たっては、取引条件といった定量的な要素に加え、ブランドや信用力といった定性的な要素も充実させていくことが必要であると考えているとのことです。

一方、当社は、平成15年9月、伊藤忠商事の100%出資で設立され、同年12月にインターネットを通じたFX事業を開始いたしました。その後、平成20年9月にジャスダック証券取引所（現JASDAQ）に株式を上場しております。平成24年3月31日現在、伊藤忠商事は当社株式を4,568,500株（所有割合56.40%）保有しており、当社は伊藤忠商事の連結子会社です。

当社は、設立当初よりコンプライアンスとシステムの安定性に重点を置いた経営をモットーとしており、平成19年1月にISMS（情報セキュリティ国際規格）認証〔ISO/IEC27001:2005〕を取得し、平成21年9月には苦情対応マネジメントシステム〔ISO10002〕への適合を宣言し、また、同年11月にはITSM（ITサービスマネジメントシステム国際規格）認証〔ISO/IEC20000-1:2005〕を取得しております。また、当社は、完全固定スプレッド、独自の個別ロスカットルール、豊富な金融情報、上場会社としてのブランドや信用力、システムの安定性等を武器に、堅実な経営を実践してまいりました。

そうした状況を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることにより、当社が有する上場企業としてのブランドや信用力、システムの安定性、及び公開買付者グループが有する取引条件面での競争優位性といった両社の強みを活かすことで、当社及び公開買付者グループのお客様基盤の充実及び収益性の向上を実現し、当社及び公開買付者グループの継続的な企業価値向上に貢献できるものと考えているとのことです。加えて、公開買付者グループの収益向上が完全親会社であるGMOインターネットグループの連結業績にも貢献できるものと考えているとのことです。

このような状況の中で、公開買付者は、当社及び当社の親会社である伊藤忠商事との間で協議を重ねた結果、当社を公開買付者の連結子会社とすることにより、下記「(イ) 当社の意思決定の過程」に記載したシナジー効果を実現することが、公開買付者及び当社の企業価値向上の観点から望ましいとの結論に至り、平成24年8月1日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

(イ) 当社の意思決定の過程

現在のF X業界は、平成22年8月以降の保証金規制の導入や欧州債務問題等による金融市場の冷え込み等により、投資環境が悪化して取引高が伸び悩んでおり、また、スプレッド縮小競争の激化により、収益性が大きく低下するという厳しい状況にあります。そうした状況の下、当社はシステム関連経費等の見直しによる大幅な経費削減を行うとともに、ブローカー型のビジネス・モデルからリスク・マネジメント型のビジネス・モデルへの転換を図ることで収益力を強化し、価格競争力を高めるとともに、ブランド力や信用力を活かしてお客様基盤の拡充を図り、経営環境の厳しいF X業界で生き残ることを目指しております。また、これら当社単独での事業強化と同時にF X業界における事業者再編の動きが強まる中、かねてより同業他社等との事業統合等による事業拡大、並びに企業価値向上についても適宜検討を重ねてまいりました。

かかる状況の中、当社は、平成24年6月頃、公開買付者から、当社を公開買付者の連結子会社とすることにより、当社のお客様基盤の充実及び収益性の向上を実現し、当社の企業価値向上に貢献したいとの内容の提案（以下「本提案」といいます。）を受けました。本提案を受けて以降、当社は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した当社株式の株式価値に関する算定書（以下「当社算定書」といいます。）及び、当社のリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所による法的助言、並びに公開買付者及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない独立役員（大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第7条第1項において定義されます。以下同じです。）の意見の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行いました。

また、当社及び公開買付者は、経営方針やシナジー効果を検討し、当社の企業価値向上について検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び公開買付者は、公開買付者による本公開買付けの実施により、以下のシナジー効果を実現できると考えております。

(i) 当社の価格競争力の強化

公開買付者グループのGMOクリック証券は高い価格競争力を有しているとのことであり、GMOクリック証券が当社のカバー先金融機関の1社となることで、当社の取引コストの低減が図れるものと考えております。その結果、当社の価格競争力が強化され、当社はお客様に対してより魅力的な取引条件を提供することが可能となり、新規のお客様の獲得、取引高の増加、及び収益性の向上が期待されます。

(ii) 公開買付者グループの集客力の強化

公開買付者グループでは、今後のF X事業における新規のお客様の獲得においては、これまでの取引条件面での競争優位性を活用した方法だけではなく、ブランドや信用力といった定性的な要素も活用し、お客様それぞれの取引趣向に合致したサービスを提供することが必要不可欠であると考えているとのことです。そのため、当社が公開買付者グループの一員となり、上場会社としての信用力やシステムの安定性を有する当社のブランドを維持、活用することで、これまで公開買付者グループではアプローチできなかった新たなお客様にアプローチすることが可能となり、公開買付者グループのお客様基盤のより一層の充実が図れるものと期待されます。

(iii) 両社のシステム資源の共有

インターネット・ビジネスの基盤となる、システムの設備、技術、サービス等の資源を両社で共有することにより、より安定したシステムの運用、並びに、システムに係るコストの削減が可能となり、公開買付者及び当社の企業価値の向上に貢献することが期待されます。

当社は、上記シナジー効果に鑑み、本公開買付けは、当社の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上から、当社は、平成24年8月1日開催の当社取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、当社は、みずほ証券から取得した当社株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様判断に委ねることを決議いたしました。

また、当社の社外監査役である中島聡氏を除く監査役2名が上記取締役会に出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様の判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する中島聡氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(ウ) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後、当社に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会において公開買付者が選出した候補者を当社の役員として若干名派遣する旨の議案を付議する予定とのことです。ただし、当該臨時株主総会の開催時期並びに公開買付者が選出した候補者が当社の役員として派遣された後における当社の役員構成及び経営方針の詳細については現時点において未定とのことです。

なお、当社の監査役のうち、中島聡氏は、本公開買付け成立後速やかに当社の監査役を辞任する予定であります。が、当社の現任の取締役又は他の現任の監査役の去就については現時点において未定であります。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の親会社である伊藤忠商事が公開買付者と本応募契約を締結しているとのことであり、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するに当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、グローウィン・パートナーズは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

グローウィン・パートナーズは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はグローウィン・パートナーズから、平成24年7月31日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、グローウィン・パートナーズから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

グローウィン・パートナーズが上記各手法に基づき算定した当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 195円から232円

DCF法 393円から444円

市場株価法では、基準日を平成24年7月30日として、基準日終値（195円）、直近1ヶ月の出来高加重平均値（198円）、直近3ヶ月の出来高加重平均値（204円）及び直近6ヶ月の出来高加重平均値（232円）を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を195円から232円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績動向及び当社より提出を受けた情報等を基に当社の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を393円から444円までと分析しているとのことです。

グローウィン・パートナーズは、株式価値算定書の提出に際して、当社及び公開買付者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、当社の財務予測及び公開買付者が見込んだシナジー効果については、当社及び公開買付者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

なお、グローウィン・パートナーズが、DCF法による算定の際の前提とした当社の事業計画は、公開買付者が見込んだシナジー効果を加味した平成25年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、カバー取引の効率化と新商品の投入による増益を見込んでいるためとのことです。

公開買付者は、本公開買付価格について、グローウィン・パートナーズより取得した株式価値算定書の算定結果を参考に、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、当社に対するデュー・ディリジェンス（事業・財務・税務・法務）、過去に発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、かつ、当社との協議の結果及び本応募契約の相手方である伊藤忠商事との協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者が当社に対して当社の株式の市場価格に一定のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、最終的に本公開買付価格を1株当たり410円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年7月31日のJASDAQにおける当社株式の終値195円に対して110.26%（小数点以下第三位四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、平成24年7月31日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の平均値197円に対して108.12%、平成24年7月31日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の平均値209円に対して96.17%、平成24年7月31日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の平均値233円に対して75.97%のプレミアムを加えた金額とのことです。また、本書提出日の前営業日である平成24年8月1日のJASDAQにおける当社株式の終値208円に対して97.12%のプレミアムを加えた金額とのことです。

他方、当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するに当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてみずほ証券に当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、みずほ証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

みずほ証券は、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はみずほ証券から平成24年7月31日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法 192円から233円

DCF法 386円から432円

市場株価基準法では、基準日を平成24年7月30日として、JASDAQにおける当社株式の直近1週間の終値の単純平均値（192円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（197円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（209円）及び直近6ヶ月の終値の単純平均値（233円）を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を192円から233円までと算定しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績動向及び当社より提出を受けた情報等を基に当社の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を386円から432円と算定しております。

みずほ証券は、当社算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。加えて、当社の財務予測については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

当社が、みずほ証券に提出したDCF法による算定の際に前提となる当社の事業計画は、公開買付者とのシナジー効果を加味した平成25年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、カバー取引の効率化と新商品の投入による増益を見込んでいるためです。

リーガルアドバイザーからの助言

当社取締役会での検討及び意思決定に際しては、本公開買付けに関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社のリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する意思決定過程、意思決定方法その他の法的留意点に関して必要な法的助言を得ております。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、平成24年8月1日、公開買付者及び当社の支配株主（大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1（2）の2において定義されます。以下同じです。）である伊藤忠商事との間に利害関係を有せず、当社の独立役員として大阪証券取引所に届け出ている社外取締役の進士肇氏及び社外監査役の志賀こず江氏から、(i)本公開買付けについて、当社の企業価値の向上の観点から検討が行われていること、(ii)本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件について公開買付者と伊藤忠商事との間で実質的な交渉が行われており、かつ、当社における本公開買付けに関する意見の決定過程において公正な手続を通じて少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii)(i)、(ii)及びみずほ証券による当社の普通株式の株式価値の算定結果との整合性等に鑑み、本公開買付け価格の公正性が確保されていると考えられること等の事情を総合的に検討した上で、本公開買付けに関する意見表明に係る当社の決定が、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書をそれぞれ入手しております。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、みずほ証券から取得した当社算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、公開買付者及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない当社の独立役員の見解の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けは、当社の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成24年8月1日開催の当社取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、当社は、みずほ証券から取得した当社株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様判断に委ねることを決議いたしました。

また、当社の社外監査役である中島聡氏を除く監査役2名が上記取締役会に出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する中島聡氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べないことを差し控えております。

買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付け以外の者にも当社株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、当社及び公開買付者は、公開買付け以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社株式はJASDAQに上場しております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、公開買付者は、引き続き当社株式のJASDAQ上場を原則として維持する方針です。但し、本公開買付けは、伊藤忠商事以外の当社の株主の皆様に対しても売却の機会を提供するため、買付予定数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、JASDAQにおける有価証券上場規程第47条に規定される下記の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でない認められる株式を除きます。）を除く株主が所有する株式の数をいいます。）が500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日において、株主数が150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じて得た額をいいます。）が2億5,000万円未満である場合において、1年以内に2億5,000万円以上とならないとき
但し、本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は、当社とともに、当社の株券等の売出し又は立会外分売等の方法により、本公開買付けによる当社株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を慎重に検討し、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、上記 浮動株式数及び 浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用されます。

(5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者によれば、本公開買付けは、当社を公開買付者の連結子会社とすることを企図しておりますが、当社株式全ての取得又は上場廃止を企図しておらず、公開買付者は、現時点で、本公開買付け後に、当社の株券等の追加取得を行うことは予定していないとのことです。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者より、公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の親会社である伊藤忠商事との間で、平成24年8月1日付で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、伊藤忠商事は、本応募契約において公開買付者が伊藤忠商事に対して表明及び保証する事項（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者について、本応募契約に規定する義務（注2）の重大な違反が存在しないこと、当社の取締役会により本公開買付けに賛同する旨の意見表明（公開買付期間の延長請求及び公開買付者に対する質問を含まないものに限られる。）を行う旨の決議が適法かつ有効に行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、裁判所その他司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は伊藤忠商事による本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる手続も係属しておらず、かつ、本公開買付け又は伊藤忠商事による本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる決定等も存在していないこと、伊藤忠商事が、金融商品取引法第166条第1項柱書に規定される当社に係る未公表の重要事実を認識していないこと及び金融商品取引法第167条第1項柱書に規定される未公表の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことを前提条件として、伊藤忠商事保有株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。但し、伊藤忠商事は、その任意の裁量により、これらの前提条件のいずれも放棄することができるものとされており、仮にこれらの前提条件の全部又は一部が充足されなかったとしても、伊藤忠商事がその裁量により本公開買付けに応募することは禁止されていないとのことです。なお、本公開買付けの条件の変更、公開買付者以外の者による当社株式に対する公開買付けその他当社株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされ、本公開買付けへの売付けの申込みが伊藤忠商事の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと合理的に判断される場合は、伊藤忠商事は公開買付者に対して、本公開買付けの条件の変更等につき協議を申し出ることができ、当該申出から5営業日後の日又は公開買付期間終了日の前営業日のいずれか早く到来する日までに伊藤忠商事と公開買付者間で協議が調わない場合には、伊藤忠商事は本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるものとしているとのことです。

注1) 本応募契約では、公開買付者は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、その現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること、公開買付者は、本応募契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力を有しており、公開買付者による本応募契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、公開買付者は、本応募契約を締結し、これを履行するために必要な社内手続を全て履践していること、本応募契約は、公開買付者により適法かつ有効に締結され、公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、本応募契約は、各規定に従い公開買付者に対して強制執行が可能であること、公開買付者は、本応募契約の締結及び履行のために、表明及び保証の時点までに公開買付者において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、司法・行政機関等に対する報告等の実施その他の法令等上の手続を、全て法令等の規定に従い、適法かつ適正に履践済みであること、公開買付者による本応募契約の締結及び履行は、(i)法令等に違反するものではなく、(ii)公開買付者の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)公開買付者が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、が公開買付者の表明保証事項とされているとのことです。

注2) 公開買付者は、本応募契約において、本公開買付けを開始する義務のほか、本応募契約に規定する公開買付者の表明及び保証に誤りがあることを認識した場合及び正確性に影響を与える可能性のある事項が発生したことを認識した場合には、速やかに伊藤忠商事に対して、その旨を通知する義務を負っているとのことです。

(7) その他

当社は、事業年度 第10期第1 四半期（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日）に係る四半期報告書を平成24年 8月13日に関東財務局長に提出する予定です。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数 (個)
五十嵐 眞	代表取締役 社長		10,733	107
上田 眞理人	専務取締役	業務推進本部長	7,046	70
岡部 陸秋	常務取締役	経営管理本部長	7,046	70
塚本 雅巳	取締役 (非常勤)			
進士 肇	取締役 (非常勤)			
藤島 久則	常勤監査役		152	1
志賀 こず江	監査役 (非常勤)		2,822	28
中島 聡	監査役 (非常勤)			
計			27,799	276

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役塚本雅巳氏及び進士肇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注3) 監査役藤島久則氏、志賀こず江氏及び中島聡氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注4) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上